

老朽化した消火器の適切な取扱い等に係る注意喚起について

先日、道内において耐用年数が経過した古い消火器であることを秘し、販売した事案があったところです。

一般住宅には、法令による消火器の設置義務はなく、消防職員が訪問して消火器の販売、斡旋及び点検をすることはありません。

また、これまでに老朽化した消火器が破裂して受傷するなどの人身事故が発生しておりますので、下記の事項についてご注意ください。

記

消火器をお持ちでない方

購入時のトラブル防止のポイント

- ①身分証明書等の提示を求める。
- ②消火器の適正な価格を把握しておく。
- ③安易に契約または購入しない。
- ④脅迫的な言動や行動があったときは警察に通報する。

消火器をお持ちの方

- 1 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないようにしましょう。
- 2 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼するようにしましょう。
特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼するようにしましょう。

※ ご不明な点がございましたら、夕張市消防本部予防課までお問い合わせください。

☎ 0123-53-4121